

1. 令和6年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和6年6月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程4 議選挙第4号 郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程5 議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について
- 日程6 議案第67号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について
- 日程7 議案第68号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第69号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第70号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第71号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程11 議案第72号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程12 議案第73号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程13 議案第74号 令和6年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程14 議案第75号 令和6年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程15 議案第76号 字の区域の変更について
- 日程16 議案第77号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程17 議案第78号 物品売買契約の締結について（業務端末購入）
- 日程18 議案第79号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）
- 日程19 議案第80号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）
- 日程20 報告第2号 令和5年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程21 報告第3号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程22 報告第4号 令和5年度郡上市工業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程23 報告第5号 令和5年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程24 報告第6号 令和5年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程25 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程26 議報告第5号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

日程27 議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	北山 浩樹	2番	大坪 隆成
3番	有井 弥生	4番	和田 樹典
5番	みずの まり	6番	蓑島 正人
7番	池田 源則	8番	池戸 郁夫
9番	山田 智志	10番	本田 教治
11番	長岡 文男	12番	田代 まさよ
13番	田中 義久	14番	蓑島 もとみ
15番	森藤 文男	16番	原 喜与美
17番	野田 かつひこ	18番	清水 敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川 弘保	副市長	置田 優一
副市長	乾 松幸	教育長	熊田 一泰
市長公室長	河合 保隆	総務部長	加藤 光俊
健康福祉部長	田口 昌彦	農林水産部長	田代 吉広
商工観光部長	粥川 徹	建設部長	三輪 幸司
環境水道部長	遠藤 貴広	郡上偕楽園長	成瀬 敦子
教育次長	長尾 実	会計管理者	中山 洋
消防長	兼山 幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田 重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島 康史	代表監査委員	神谷 公眞

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	野田 知孝
--------	-------	-----------------	-------

議会事務局
議会総務課
主任 萩本 恵

◎開会及び開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変御多用のところを出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和6年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をしておりますのでお願ひをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 みずのまり議員、6番 萩島正人議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森藤文男） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る6月4日の議会運営委員会において御協議をいたしております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月10日から6月28日までの19日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月10日から6月28日までの19日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、お目通しを願います。

神谷代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、山川市長から御挨拶いただきます。市長、よろしくお願ひします。

山川市長。

○市長（山川弘保） おはようございます。

令和6年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、4月臨時会開会以降の執行部関連について、若干報告をさせていただきます。

さきの臨時議会において、副市長を2人とする条例案と任命案についてお認めをいただいたことから、5月14日火曜日、置田、乾の両名が副市長として就任し、新たな執行部体制がスタートいたしました。その際に申し上げたとおり、本議会において市長、副市長、教育長の給料月額を減額する条例改正案を提出いたしましたので、御審議を賜りたいと存じます。

大変厳しい財政状況ですが、少子高齢化と歯止めの利かない人口減少問題、若い世代が活躍できる社会の実現、あるいは公共施設の適正配置、教育行政改革や医療改革など、本市が直面する諸課題につきまして、これから20年間を見据え、確実にかつスピード感を持って取り組んでまいります。

なお、副市長2人体制での事務処理は順調で、決裁や職員の相談など滞りなく進めております。また、御退任されました青木前副市長におかれましては、市教育長を務められた後、2期8年にわたり市長を補佐され、観光立市郡上の推進やコロナ禍における経済支援、あるいは脱炭素社会の構築など、政策立案や企画に手腕を発揮され、職員を率いていただきました。これまでの御苦労に深く感謝を申し上げたいと思います。

以上、御報告をさせていただきます。

次に、本日御提案申し上げます案件は、条例の制定及び一部改正に関するものが5件、広域連合の規約の変更に関するものが1件、令和6年度補正予算に関するものが4件、字の区域変更に関するものが1件、和解及び損害賠償の決定に関するものが1件、契約に関するものが3件の計15件でございます。そのうち、一般会計の補正予算において、新規事業として計上しました4点について、若干の説明をさせていただきたいと思います。

1点目は、おむつのサブスク推進事業であります。公立、私立ともに、保育施設における紙おむつのサブスクリプションについて、未満児クラスを対象に月額利用料を全額補助するものでございます。

2点目は、使用済みおむつの処分推進事業であります。公立の保育施設などにおいて、これまで持ち帰りとしていた使用済み紙おむつについて、自園で処分するために必要な備品等の整備を行います。また、既に自園で処分を実施している私立保育園、認定こども園、保育園等についても、同様の環境整備に必要な費用の一部を補助するものであります。本事業とさきのおむつのサブスク推進事業を併せて行うことにより、保護者や保育士の皆さんの負担軽減を図ってまいります。

3点目は、郡上市特定不妊治療費助成事業であります。特定不妊治療に係る医療費自己負担分に対して、県の補助にさらに上乗せをし、治療を望む方の経済的支援を図るものであります。

最後に、廃棄物処理施設整備事業であります。郡上クリーンセンターについては、北部クリーン

センターと機能統合の上、新築する方向で計画しておりましたが、社会情勢の急激な変化により、建設費用や管理運営費など著しい増加が見込まれることから、現計画の妥当性に併せて、広域化や延命化などあらゆる可能性について、比較、検討することが必要と判断し、調査業務を委託により実施するものであります。

以上4点ですが、若い人たちが郡上で働き、郡上で暮らし続けることができる環境づくり、あるいは将来の負担を抑制することを目的に、これら事業を計上させていただきました。

なお、議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げて、挨拶といたします。

令和6年6月10日、郡上市長 山川弘保。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

◎議選挙第3号について

○議長（森藤文男） 日程3、議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、広域連合議会議員1名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。本選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことにして決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、指名をいたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、山川弘保市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山川弘保市長を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山川弘保市長が岐阜

県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました山川弘保市長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選されたことを告知いたします。

◎議選挙第4号について

○議長（森藤文男）　日程4、議選挙第4号　郡上市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本選挙は、6月28日をもって任期満了となる選挙管理委員及び補充員について、地方自治法第182号第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員4名、補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。本選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男）　異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことにして決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男）　異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、指名をいたします。選挙管理委員には、小澤秀生さん、池場康晴さん、三島哲也さん、佐藤茂喜さんの4名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した4名を選挙管理委員の当選人と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男）　異議なしと認めます。よって、小澤秀生さん、池場康晴さん、三島哲也さん、佐藤茂喜さん、以上の4名が選挙管理委員に当選をされました。

次に、補充員は、補充順位の順番に、下平典良さん、市原和弘さん、伊地田泰則さん、辻治美さんの4名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を補充員の当選人と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、下平典良さん、市原和弘さん、伊地田泰則さん、辻治美さん、以上の4名が補充員に当選をされました。

なお、補充員につきましては、ただいまの順番をもって補充の順位といたします。

この当選告知につきましては、追って文書をもってそれぞれ告知をいたします。

◎議案第66号から議案第71号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程5、議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定についてから日程10、議案第71号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの6議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） おはようございます。

それでは、議案第66号から御説明を申し上げたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

議案第66号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について。

市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございますが、副市長を2人体制とすること及び厳しい市財政に鑑み、市長及び副市長の給料月額の一定割合を減額するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書を2枚おくっていただきますと、資料をつけておりますので、こちらで説明をさせていただきたいと思います。

資料を御覧いただきたいと思います。

初めに第1条ですが、市長の給料の月額の特例に関する規定となります。令和6年7月1日から令和10年4月10日までの間、郡上市常勤の特別職職員の給料に関する条例に定める給料月額、82万9,000円になりますが、これから20%を減じた66万3,200円を給料の月額とし、期末手当の算出の基礎となる月額も減額後の額といたします。

次に第2条ですが、副市長の給料の月額の特例に関する規定となります。令和6年7月1日から令和10年5月13日までの間、郡上市常勤の特別職職員の給料に関する条例に定める給料月額、66万4,000円から、15%を減じた56万4,400円を給料の月額とし、期末手当の算出の基礎となる月額も減額後の額といたします。

施行日につきましては、令和6年7月1日となります。

また、その他に記載のとおり、令和10年5月13日限りで失効するものといたします。よろしくお願ひをいたします。

続きまして、議案第67号をお願いいたします。

教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について。

教育長の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、副市長を2人体制とすること及び厳しい市財政に鑑み、教育長の給料月額の一定割合を減額するため、この条例を定めようとするものでございます。

こちらも資料をおつけしておりますので、資料を御覧いただきたいと思います。

2の制定内容を御覧ください。

令和6年7月1日から令和10年5月13日までの間、郡上市教育長の給与に関する条例に定める給料月額、56万6,000円から、10%を減じた50万9,400円を給料の月額とし、期末手当の算出の基礎となる月額も減額後の額といたします。

施行日につきましては、令和6年7月1日となります。

また、その他に記載のとおり、令和10年5月13日限りで失効するものといたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第68号でございます。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございます。異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合、本市の区域外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員に手当を支給するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、新旧対照表をつけておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

特殊勤務手当でございますが、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給されるものであり、その種類や支給額などを条例の別表に定めております。

本改正では、この別表に災害派遣手当として、異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、市の区域以外の地域において、災害応急対策や災害復旧等の支援業務に従事した職員に対して、当該手当を支給する旨の規定を加えるものでございます。

支給額については、業務に従事した1日当たり1,080円とし、業務が深夜に行われた場合は1日

1,620円としています。

本市では、本年1月1日に発生しました令和6年の能登半島地震に対し、発災当初から緊急消防援助隊の一員として消防職員を派遣し、また、被災自治体との調整を担っている岐阜県からの要請等に基づきまして、避難所運営支援、住家被害調査、給水支援など、合わせて72人の職員を派遣し、支援を行ってまいりました。これらの任務に当たった職員に対して、本手当の支給対象としたため、条例の施行期日については、交付の日から施行し、令和6年1月1日から適用するものとしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） それでは、議案第69号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、御審議をお願いいたします。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

それでは、本文を1枚はねていただきますと新旧対照表がございますが、資料をおつけしておりますので、資料に基づいて御説明をさせていただきます。

議案第69号、改正理由につきましては、一般の職員の給与に関する法律が改定されることに伴い、非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、改正がされました。このことにより、郡上市消防団員等公務災害補償条例で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等損害補償に係る補償基準について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、（1）条例第5条第2項第1号の別表を御覧いただきたいと思います。

表中、左から階級、右へ横並びに勤務年数がございます。階級の列は、上段より団長及び副団長、中段に分団長及び副分団長、下段に部長、班長及び団長と表記をしております。勤務年数は、左より10年未満、10年以上20年未満、20年以上となっております。

団長及び副団長をケースに御説明いたしますと、表中の括弧の数字は現行額でございます。10年未満の場合は、1万2,440円から1万2,500円への60円の増額、10年以上20年未満は、1万3,320円から1万3,350円への30円の増額でございます。

なお、20年以上については、改正は団長、副団長においてはございません。

分団長及び部長、班長、この列につきましても同様の解釈をしていただければと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

次に、条例第5条第2項第2号でございます。

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円へ引き上げるものでございます。

なお、非常勤消防団員等というものですが、消防団員、これは基本団員及び支援団員を含む団員です。それと、水防団員でございます。消防作業従事者につきましては、消火作業や救急作業を実施していただいた民間人の方を指すものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第70号を御説明いたします。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次とおり定めるものとする。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

議案書の次に新旧対照表、その次に説明資料をつけておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

趣旨ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、概要としましては、4・5歳児及び3歳児の職員配置基準の改正で、4・5歳児については、児童おおむね30人に対し1人だったものを児童おおむね25人に対し1人に、3歳児について、児童おおむね20人に対し1人だったものを児童おおむね15人に対し1人に改正します。

表は、改正後の新たな配置基準です。

家庭的保育事業等は、表にあるように7つの事業がございますが、今回の条例改正に該当するのは、太枠部分の4事業となります。

2段目の小規模保育事業A型、保育所分園に近い類型ですが、職員資格は保育士資格が必要で、職員配置数は、先ほど御説明した保育所の配置基準プラス1名、該当条文は第29条です。

次の段、小規模保育事業B型、A型とC型の中間的な類型でございますが、2分の1以上の保育士と保育従事者の資格が必要で、保育所の配置基準プラス1名、該当条文は第31条です。

2つ飛んだ保育所型事業所内保育事業等、次の段、小規模型事業所内保育事業、これは、いずれも従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。保育所型は保育士資格が、小規模型は2分の1以上の保育士と保育従事者で、職員配置数はいずれも保育所の配置基準以上となります。

該当条文は第44条と第47条です。

表中の用語説明となりますと、家庭的保育者とは、市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者。家庭的保育補助者は、市長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者。保育従事者は市長が行う研修を修了した者となります。

なお、郡上市には家庭的保育事業等に該当する施設はありません。

施行期日は公布の日からとなりますが、当分の間、この条例による改正を適用せず、改正前の規定が効力を有するものとするとの経過措置を設けます。理由としましては、改正府令では経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとされているためです。

続きまして、議案第71号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の施行に伴い、所要の規定を整理するため、この規約を定めようとするものでございます。

次のページが新旧対照表、その次に資料をつけております。

資料を御覧ください。

改正理由は提案理由と同様となります。

次の郡上市議会での議決の必要性ですが、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方自治法第291条の11の規定により関係市町村議会の議決を経なければならないとされていますので、議決をお願いするものです。

主な改正内容は、上記の法律施行により令和6年12月2日以降、後期高齢者医療制度においても、被保険者証及び資格証明書の発行がされなくなり、被保険者の資格に係る情報については、厚生労働省令で定める事項を記載した資格確認書等の交付となるため、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めます。

1ページ戻っていただきまして、新旧対照表の附則を御覧ください。この規約は、令和6年12月2日から施行するものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第72号から議案第75号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男）　日程11、議案第72号　令和6年度郡上市一般会計補正予算（第1号）についてから日程14、議案第75号　令和6年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの4議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊）　では、4件を一括で提案させていただきます。

議案第72号　令和6年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について、議案第73号　令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第74号　令和6年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第75号　令和6年度郡上市下水道事業会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出、郡上市長　山川弘保です。

補正予算書の一般会計1ページを御覧ください。

令和6年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,864万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277億8,964万2,000円とする。

第2条に飛びます。地方債の変更は、第2表地方債補正による。

5ページをお願いします。

第2表の地方債補正です。変更でございます。今回、補正予算で計上した建設事業や空調改修工事等の財源とするために、起債の額を変更するものです。

左上の一般単独事業のうち、その下の緊急防災・減災事業は、表の右側に行きますと、補正後の限度額を表示してございます。1億3,050万円に変更します。6,180万円の増額で、公共施設の空調更新分をこちらに充てております。

次に左の3行目からですが、緊急自然災害防止対策事業は、また補正後に飛んでいただきますと、1億3,400万円に変更します。1億1,510万円の増額。内容としましては、河川自然災害防止対策事業の財源とするものです。

その下の行で、辺地対策事業は、変更後の額を4億5,040万円に変更で、1億7,290万円の増額。辺地対策道路整備や高齢デイサービスセンターの空調改修の財源とする変更です。

過疎対策事業は、8億5,360万円に変更します。増額として1億3,030万円。主に過疎対策道路整備事業の財源といたします。変更後の限度額は、補正後の一番下になりますけれども、16億3,780

万円に変更します。増額として4億8,010万円が増額となってございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。一般会計は以上でございます。

次に、国民健康保険特別会計の補正予算書の1ページをお願いいたします。

2行目からですが、令和6年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,611万4,000円とします。

次に、水道事業会計の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和6年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の資本的収入、令和6年度郡上市水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,793万7,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億5,422万8,000円及び減債積立金1,370万9,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,832万6,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億5,461万7,000円及び減債積立金1,370万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款としまして、資本的収入を2つ飛んでいただきますと、補正予定額として38万9,000円減額します。合計としては5億9,280万5,000円とする。後の企業債、補助金の内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。

第3条の企業債は、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的欄で、道路改良事業について、表右側の補正後の限度額を2億4,820万円に77万円の増額です。補助金の内示に伴う変更で、起債の方法等に変更はございません。

次に、下水道事業会計の補正予算書をお願いします。

第1条、令和6年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条の資本的収入、令和6年度郡上市下水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億8,572万4,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金6億8,572万4,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億8,692万4,000円は、過年度分及び当年度損益勘定留保資金6億8,692万4,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款、資本的収入の2つ飛んで補正予定額はマイナスの120万円で、合計として9億6,196万円とします。項の企業債と補助金の内訳は記載のとおりです。

第3条の企業債は、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正します。

道路改良事業について補正後の限度額を1億3,960万円に1,410万円の増額です。補助金の内示に

伴う変更で、起債の方法等に変更はございません。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第72号から議案第75号までの4議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第75号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うことにして、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第72号から議案第75号までの4議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月13日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第72号から議案第75号までの4議案につきましては、6月13日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第76号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程15、議案第76号 字の区域の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） それでは、議案第76号をお願いいたします。

議案第76号 字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり字の区域を変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由につきましては、数人共同施工土地改良事業（小久須見地区）の施工に伴い、字の区域を変更する必要があるためございます。

おめくりいただきまして、別紙をお願いいたします。

今回、変更を必要とする字の区域の変更の大略と変更調書でございます。

変更の大略でございましたが、新たに画する字については、八幡町有穂字島、八幡町有穂字杉味の一部が、新たに画す字の区域に含まれる従前の字です。

次に、新たに画する字につきましては、八幡町有穂字杉昧、八幡町有穂字島の一部が新たに画する字の区域に含まれる従前の字でございます。

変更調書ですが、八幡町有穂字杉昧816の2の一部の土地及びこれに隣接する水路である市有地の全部を八幡町有穂字島に変更するものでございます。

次に、八幡町有穂字島417の1の一部、418の1の一部の土地を八幡町有穂字杉昧に変更するものでございます。

ページを改めまして、資料の1ページをお願いいたします。

変更の理由でございますが、令和元年5月10日付、郡建総第22号で事業認可された数人共同施工土地改良事業（小久須見地区）の施工により、字の区域の変更が必要となるためございます。

変更内容は、八幡町有穂字杉昧の一部を八幡町有穂字島、八幡町有穂字島の一部を八幡町有穂字杉昧に変更するものでございます。

変更の大略と変更調書につきましては、先ほど御説明したとおりでありますのでよろしくお願ひをいたします。

資料の2ページをお願いいたします。数人共同施工土地改良事業（小久須見地区）の位置でございますが、国道472号の明宝大橋付近で、施工区域につきましては図示のとおりでございます。

資料の3ページをお願いいたします。字の区域の変更図でございますが、凡例の表示のとおり、黒色の線に点で図示しておりますのが、旧の字界でございます。赤色の線に点で図示しておりますのが、新の字界となっております。図面に示してありますとおり、字島から字杉昧に区域を変更いたしましたのが、418の一部、417の1の一部、次に、816の2の一部と、水路の部分を字杉昧から字島に区域を変更するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会議日程に従い改めて行います。

◎議案第77号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程16、議案第77号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 議案第77号をお願いします。和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

和解及び損害賠償の額を決定することについて。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出、市長 山川弘保です。

1、損害賠償による和解の内容、令和6年2月6日午前1時頃、高鷲町地内の市道はがの線において、市道除雪委託業者が除雪作業をしていたところ、下水道マンホールと道路舗装の段差にショベルローダの排土板部分が衝突し、排土板等の修理が必要となりました。

市は示談により下記の金額で損害を補償します。市の過失割合は100%でございます。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は151万6,735円でございます。

郡上市の下水道マンホールは、除雪対応型としまして、受け枠の頭から外側に向けて放射状にテーパーがついており、除雪重機の排土板やバケットが直接受け枠に衝突することを防止する構造のマンホールを採用しております。今回の事故は、そのテーパーの一部が欠損していたために発生しました。幸いにも、オペレーターの方にけがはなく、人身事故には至りませんでした。今後、道路管理者や除雪業者との連携を一層密にしまして、異常箇所を発見した際には速やかに修繕するなど事故防止に努めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。

○議長（森藤文男） 質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第77号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第77号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。再開は10時30分を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

(午前10時21分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時30分)

◎議案第78号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程17、議案第78号 物品売買契約の締結について（業務端末購入）を議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第78号をお願いいたします。

物品売買契約の締結について（業務端末購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

1、契約の目的、業務端末の購入。

2、契約の方法、指名競争入札によります。

3、契約金額、4,383万5,000円でございます。

4、契約の相手方、郡上市八幡町新町957番地、有限会社トップス、代表取締役、鷺見幸彦。

5、納入場所、郡上市八幡町島谷228番地、郡上市役所市長公室情報課でございます。

6、物品の内容は、ノートパソコン500台でございます。

おめくりをいただきまして、資料を御覧いただきたいと思います。

議案の説明と重複する部分は省略をさせていただきまして、5の納入期限を御覧いただきたいと思いますが、令和6年12月25日までとしております。

6の物品の内容を御覧ください。職員が使用いたしておりますパソコンでございますが、自席等において通常の業務で使用しております情報系端末、そしてセキュリティの関係上、この情報系端末とは別にインターネットに接続して使用するインターネット接続系端末、そして住民記録や税務、介護、福祉などの基幹系業務で使用いたしております業務系端末の主に3種類となっております。

初めに、情報系端末およびインターネット接続系端末について、令和元年度以前に導入をいたしました750台は全て基本ソフトウェアがWindows10であります、このサポートが令和7年10月14日に終了をいたします。したがいまして、計画的に更新を行うこといたしまして、今回は300台を購入させていただくものでございます。

次に、業務系端末でございますが、こちらも同様に、基本ソフトウェアのサポート期限が終了することや、併せて、国が進めております基幹系業務の標準化、共通化へ令和7年度までに対応する必要がありますので、動作検証、並行運用等の期間を考慮いたしまして、今回、ほぼ全数の200台を購入をするものでございます。

更新に当たりまして不要となる端末については、別の契約において適切に処分をしてまいります。

なお、さらに1枚をおくっていただきますと、入札の結果を掲載させていただいております。こちらについてはお目通しをお願いいたします。

以上でございます。本議案について御議決を賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第78号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第78号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第78号については、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第79号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程18、議案第79号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） 議案第79号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

1、契約の目的、高規格救急自動車購入。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、4,180万円。

4、契約の相手方、郡上市八幡町稻成1156番地、岐阜トヨタ自動車株式会社八幡店、店長、山内光。

5、納入場所、消防本部の郡上中消防署でございます。

6、物品の内容、高規格救急車1台。

本文を1枚はねていただきますと、資料をつけておりますので御覧ください。前文と重複した部分については省略をさせていただきます。

5、納入期限から御覧ください。納入期限につきましては、令和7年3月31日を設定させていただきました。

6、物品の内容、高規格救急自動車1台。（1）主な車両の仕様、（2）主な艤装、（3）につきましては、主な資器材。こちらの方を明記してございますので、お目通しいただければと思います。

1枚めくっていただきますと、カラー刷りの写真及び車両のイメージ写真を添付してございます。資器材等につきましては、写真のものを参考にしていただければと思いますし、型につきましては、完成予定の大まかなイメージの救急車の全容図となりますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、資料、入札結果を添付しておりますので、これもまたお目通しをしていただければと思います。

以上で説明は終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第79号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第79号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第80号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程19、議案第80号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）を議題といたします。

説明を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 議案第80号をお願いいたします。

議案第80号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

1番目の契約の目的でございます。建設機械（雪寒機械）の購入。

2、契約の方法、指名競争入札によるものでございます。

3、契約金額3,498万円です。

4、契約の相手方、郡上市白鳥町中津屋777番地1、コマツカスタマーサポート株式会社、中部カンパニー岐阜支店郡上出張所、支店長、山口弘児。

5、納入場所につきましては、郡上市大和町徳永585番地、郡上市役所大和振興事務所です。

物品の内容につきましては、除雪グレーダ1台となります。

おめくりいただきまして、資料をお願いいたします。

ただいま説明いたしました内容と重複する部分以外につきまして御説明をいたします。

3の納入期限につきましては、令和7年3月14日までございます。

6の物品内容でございます。除雪グレーダ（3.1メートル）。仕様につきましては、車体部分は水冷のディーゼル機関。除雪装置は、3.1メートルブレード、側刃付箱型、定格出力が107キロワット以上。その他につきましては、熱線入りガラス、運行記録計、スタッズレスタイヤ、カーヒータ、ウインドウウォッシャー、リヤビューカメラ、タコグラフ、タイヤチェーン、ブレードミラー、ドライブレコーダー、指定表示、パワーチルト、バックブザー、アンダーミラーでございます。

1枚おめくりいただきますと、今回の入札結果についての資料でございます。今回の入札につきましては、除雪車で登録があります市内業者11社の指名による入札でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第80号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

議案第80号については、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎報告第2号から報告第6号までについて（報告・質疑）

○議長（森藤文男） 日程20、報告第2号 令和5年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程24、報告第6号 令和5年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの5件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。報告につきましては、できるだけ簡略に要旨について報告をお願いいたします。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第2号 令和5年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

年度をまたいで実施する事業につきましては、昨年度中の議会における予算審議、または本年3月31日付の専決で説明させていただきまして、議会の都度承認をいただいております。この計算書は、これら繰越事業について実際に繰り越した額とその財源を報告するもので、以降の報告第3号から第6号までの特別会計及び企業会計も同様でございます。事業が多くございますので、事

業名と翌年度の繰越額を読み上げさせていただきます。

事業名欄の上から順に、長良川鉄道近代化整備事業で2つ飛んで翌年度の繰越額は1億2,957万8,000円、戸籍住民基本台帳事務経費は1,094万5,000円、暮らしを応援物価高騰支援給付金給付事業は4,343万9,000円、老人福祉施設整備事業は1,738万円、郡上偕楽園移転整備事業1,685万8,000円、新型コロナワクチン接種体制確保事業90万2,000円。ごみ収集車等整備事業651万9,000円、畜産担い手育成総合整備事業1,541万5,000円、県営経営体育成基盤整備事業313万2,000円、森林経営管理事業は2,880万2,000円、県単独林道整備事業3,370万円、過疎対策林道整備事業1,870万円、道整備交付金事業5,886万8,000円、農山漁村地域整備交付金事業2,420万3,000円、企業誘致関連整備事業4,615万6,000円、道路新設改良事業は事業完了によりまして0円です。

過疎対策道路整備事業2,100万円、辺地対策道路整備事業7,222万5,000円、県営道路改良事業負担経費74万1,000円、社会資本整備総合交付金事業7,673万8,000円。

ページを改めまして、道整備交付金事業1億1,160万9,000円、公共施設等適正管理推進事業2,001万円、道路メンテナンス事業5,000万円、踏切道改良計画事業4,600万円、除雪機器整備事業828万1,000円、急傾斜地崩壊対策事業2,300万円、河川自然災害防止事業5,760万1,000円、消防活動経費97万4,000円、消防団貸与被服等整備事業46万7,000円、消防施設整備事業935万円、小学校統合整備事業8,374万7,000円、学校給食センター備品更新事業905万7,000円、単独災害復旧事業（農地農業用施設）220万円、現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）3,000万円、単独災害復旧事業（林業用施設）382万9,000円、現年補助災害復旧事業（林業用施設）7,515万2,000円、単独災害復旧事業（公共土木施設）86万2,000円、現年補助災害復旧事業（公共土木施設）1,129万8,000円で、合計11億6,873万8,000円の繰越しでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 成瀬郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（成瀬敦子） 報告第3号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計繰越明許費

繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

次ページを御覧ください。令和5年度の郡上市介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書となります。

事業名は、郡上偕楽園移転整備事業。郡上開楽園移転整備の設計委託に係るものでございます。

翌年度繰越額が5,180万円、財源の内訳は記載のとおりとなります。

以上、報告を終わります。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川　徹）　報告第4号　令和5年度郡上市工業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出、郡上市長　山川弘保。

おめくりいただきまして、資料のほうをお願いします。令和5年度郡上市工業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書になります。

事業名につきましては、工業団地造成事業になります。美並町の大矢元工業団地整備に係ります丈量測量、詳細設計業務の委託業務になります。翌年度繰越額につきましては5,890万円です。財源につきましては、資料のとおりとなりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（森藤文男）　遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広）　報告第5号をお願いします。

令和5年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出、郡上市長　山川弘保。

おめくりいただきまして、令和5年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書でございます。

事業名は、緊急時給水拠点確保等事業でございます。

繰越額は3億4,560万円でございます。これにつきましては、現在も工事中でございますが、八幡南部の八幡町千虎地内で水道の管路更新事業を行わさせていただいております。昨年度、上水道の国の所管が厚労省から国交省に変わったことを受けまして、国の補正予算ということで、急遽予算がついてまいりました。そのことを受けて、市の事業計画を一部見直ししまして、6年度の当初予算で予定しておったものを踏まえ直して令和5年度に発注したものでございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、報告第6号をお願いいたします。

報告第6号　令和5年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月10日提出、郡上市長　山川弘保です。

おめくりいただきまして、令和5年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

事業名は、処理場建設改良事業でございます。

繰越額は4,829万円でございます。これにつきましては、八幡町の郡上八幡都市環境センター、下水の処理施設ですけれども、ここの監視制御するコンピューターの中核で、PLCという部品がございますけれども、その更新を昨年度発注しましたが、昨今の世界情勢により、なかなか電気

ものが年度内に入ってこないということで、繰越しをさせていただいたものでございますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。

一点確認したいんですけども、一般会計の繰越明許費の中で、林業費、森林環境譲与税の経営管理事業、こちらはマネジメント協議会のほうへ多く出されていると思いますけれども、たしか前回の予算委員会の後に、委員会でない場所で少し説明を受けた気がしますけれども、マネジメント協議会で積み残した部分、それがどのように精算されてこの協議会の中で繰り越されるのか、こつちに精算して戻るのか、精算して戻ると聞いた覚えがありますけれども、その額としてこれがあるということかどうかということ。

あともう一点は、これ森林環境譲与税、地方譲与税だから一般財源という仕分けは分かるんですけども、実際はこの森林に関する経営管理等の事業に充てるということからいくと、その一般財源という、その理由は先ほど言った譲与税だからここに置いているという理解でよかったですかという、この2点、よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、マネジメント協議会に委託をする中で、この繰越しについて、精算部分についての今、御質問だったと思いますけれども、うちのほうからマネジメント協議会に委託で出して、その分については繰越しで、精算でうちへ戻していただくのではなくて、事業をそのまま6年度に繰越しで、精算ではなくてそのまま6年度に事業をお願いするという格好でお願いをしているというものですのでござりますので、お願いをしたいと思います。

それと、もう一点ですけども、森林環境譲与税という格好でこの財源が充てられるという中で、この一般財源という、そうした表示がどうかというようなことでよろしかったんでしょうか。では、そちらについては、総務部長のほうからお答えいただきたいと思います。

○議長（森藤文男） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 森林環境譲与税が一般財源扱いでいいかとの確認かと思いますけども、そもそも収入で受けますのは地方譲与税という区分で受けます。地方譲与税というのは一般財源扱いですので、財源が地方譲与税で一般財源とあるのは分かりづらいということもある

うかと思いますので、その歳出側の事業に森林環境譲与税という括弧書きをつけさせていただいて、一般財源と書いてあるけども、これは森林環境譲与税を使っているんですよということで明記させていただいてということで御理解をいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（森藤文男） 13番 田中義久議員。

○13番（田中義久） 13番 田中です。

2つ目のことは分かりました。そういうことだというふうに思います。

1つのことですけれども、マネジメント協議会において、じゃあ今年度、それが積み残しどできなかつたと、そうするとここに現れてこない。さっき言われたの、精算方式じゃないんですよと。委託費として渡したものが、そのまま翌年度事業としてやってくださいと。そうすると、この間、予算委員会でも言ったのは、毎年、森林環境譲与税自体も少し増えてきますから、近年。そうすると、マネジメント協議会に対する委託する事業のボリュームが年々増えて、そして、それが積み残しプラスになってくると。それはここでは見えないんですね。

ですから、そこで本来ですと、事業的にいうと繰越明許といいますか、繰越し分として捉えるべきものが、ブラックボックスといいますか、協議会、悪い意味ではないんですけど、そちらの中で繰り越されているということになると、それはちょっと報告してもらわないと実態が、僕らとしては分からぬということになるんですね。ですから、その点はできれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（森藤文男） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） 今、御指摘があったように、たしかに全体的な中でなかなか分かりづらいという部分があるということは、私どもも、今、御質問がある中で理解させていただきましたので、ちょっとすみません、全体的なところについては、私のほうから資料がないので御報告できませんけども、今後、そうした御指摘を受けて、繰越しも含めた中で分かりやすい資料提供をさせていただきたいというふうに思いますので、それで御理解をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号から報告第6号までの報告を終わります。

◎報告第7号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程25、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第7号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月10日提出、郡上市長 山川弘保。

今回、専決処分は3件ございますので、順次報告申し上げます。

専決第1号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、令和6年5月9日付です。

1番目、損害賠償による和解の内容、令和6年3月16日午後4時頃、郡上市高鷲町ひるがの地内において、市道農野谷線で舗装が破損し穴が開いている箇所があり、相手方車両が通過した際に左側前輪タイヤを損傷した。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は50%です。

2番目の損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は5万1,788円です。

次に専決の第2号をお願いします。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和6年5月14日です。

1番目の損害賠償による和解の内容、令和5年10月31日午前8時40分頃、郡上市高鷲町大鷲地内において、たかす保育園のスクールバスが、市道穴洞西線から主要地方道高鷲インター線へ左折した際、路側のスノーポールに接触し損傷させた。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%です。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、賠償の額は8万300円です。

高鷲では、中学校生徒のバスとたかす保育園のバスを併用しておりまして、今回のバスは中学校の生徒を降ろした後に、たかす保育園で保育士を乗車させた直後に発生した事故でございます。事故発生時の乗車人員は、運転手と保育士の2名のみでございまして、共に怪我はございませんでした。なお、車両は市の所有でありますけれども、運転手は委託業者でありましたので、委託業者には市から、運転手には委託業者から厳重に注意をしまして、再発防止に努めていることを申し上げさせていただきます。

専決の第3号をお願いします。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次とおり専決処分する。

専決日は令和6年5月17日です。

損害賠償による和解の内容、令和5年12月28日午後2時頃、郡上市八幡町西乙原地内において、相手方ロードバイクが市道西乙原区内1号線を南進し交差点を通過する際、車両後輪がグレーチングの隙間にはまり、後輪タイヤ及びホイールを損傷した。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は70%です。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、賠償額は8万9,254円です。

報告第1号と第3号の市道管理上の事故に関しましては、発生後に職員が現場を確認し、補修を行いまして、再発防止費を講じておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第7号を終わります。

◎議報告第5号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程26、議報告第5号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

◎議報告第6号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程27、議報告第6号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）を議題といたします。

例月出納検査の結果の報告が監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

6月4日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

（午前11時06分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 みずの ま り

郡上市議会議員 蓑 島 正 人